

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2024 年度第 1 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2024 年 6 月 7 日（金）14 時 00 分～15 時 30 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 23 名、定足数 12 名
4. 出席理事数 20 名
(会議室出席 15 名) 矢島鉄也、鈴木信二、中村 靖、関口洋一、青山 充、平野宏一、板波英一郎、岩越 剛、蟹口昭宏、駒村純一、鈴木知美、西村栄作、原 英郎、福山勝実、矢頭 徹
(Web 出席 5 名) 大野泰雄、阿南 久、泉澤勝弘、清水 誠、又平芳春
(欠 席) 多屋馨子、小杉哲平、森 伸夫
(会議室出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 定時評議員会開催に関する件
 - ・ 2023 年度事業報告（案）に関する件
 - ・ 2023 年度収支決算（案）に関する件
 - ・ 監事監査報告第 2 号議案 役員候補選出委員会に提出する役員候補者リスト（案）について
- 報 告
 - ・ 業務執行状況報告
 - ・ 非常勤理事に対する報酬
6. 会議の概要
冒頭で理事長の挨拶の後、本日の通常理事会は Web 併用で開催することとなり、出席した理事の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。
(1) 定足数の確認等
事務局長から出席者 20 名（協会会議室参加 15 名、Web 参加 5 名）であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した西本監事と松田監事とし議案の審議に移った。

○決議事項

第 1 号議案 定時評議員会開催に関する件

事務局長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2024 年度定時評議員会を 2024 年 6 月 25 日（火）14 時 30 分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階会議室で、2023 年度事業報告（案）に関する件、2023 年度収支決算（案）に関する件、監事監査報告、役員の改選に関する件について審議することとなっているが、その中で、事業報告（案）及び収支決算（案）については、定款第 10 条により、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会の決議を経て定時評議員会に提出することとなっているのでそれについて審議をお願いしたいとのことだった。

- ・ 2023 年度事業報告（案）に関する件
- ・ 2023 年度収支決算（案）に関する件
- ・ 監事監査報告

総務部長より 2023 年度事業報告（案）に関する件について、既に送っている事業報告（案）のポイントについて説明があった。

公益事業

公 1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

2023 年度は、認定健康食品の活性化を目指して、日健栄協の認定・認証事業の普及活動への取り組みを進め、JHFA 認定製品の認知度向上を目的に、ホームページのリニューアルにより JHFA 認定製品の露出を増やす試みを実施した。GMP 認証では、GMP 文書体系の整理を行い、事業、審査、調査員関連の要綱、要項等を改訂した。又、「日健栄協 GMP 認証制度 Q&A 2023」を作成し、GMP の理解促進を進めた。健康食品業界に新規参入する事業者に対して「健康食品いろいろ相談室」で様々な相談への対応を行った。

中段では、JHFA 認定事業、GMP 認定事業、安全性自主点検認証の概要を記載しており、次項の各項目別のほうで説明する。2024 年 3 月にこれら認定事業に密接に関係する厚労省通知が 2 つ発出されている。認定健康食品

(JHFA) マークに関する事業については、年度ごとの認定数が表で示されているが、規格基準型 JHFA は現在の認定数が 140 品目、新規認定 2 件、個別審査型 JHFA は新規認定 3 件、総数は 7 件となっている。普及啓発については冒頭で述べた通りである。GMP 製造所認定に関する事業では、2023 年度は、新規の GMP 認定工場は 7 件（総数 178 件）となっている。また、GMP 認定工場のレベル向上を目的とした「GMP 教育セミナー」、新規取得促進を目的とした「GMP 導入勉強会」を実施した。それと、「日健栄協 GMP 認証制度 Q&A 2023」（2023 年度版）を刊行した。また、GMP 事務作業の効率化のため、各種規程類や関連文書の見直し整理を行い、規程類の改正を行った。GMP 製品マーク表示承認の審査・承認のスキームの見直しも行った。

「OEM 部会」は「GMP を考える会」として引き続き活動した。年度ごとの製品マーク承認数は、新規 13 件、総認証数 109 件だった。それと、中間実地調査を 117 製造所、英文証明書の発行及びコンサルタント業務、調査員会議等の実施で主任調査員会議を 6 回開催、調査員会議を 2 回開催した。健康食品安全性自主点検認証に関する事業では、2023 年度の原材料の新規登録数は 1 件、総数は 55 件、製品の総数は 7 件となっている。「安全性自主点検認証事業」のあり方を考えるため、新スキームの考え方について、認定事業者、原材料メーカーへヒアリングを実施し、今後も令和 6 年通知の新たな安全性ガイドラインを踏まえ、検討を継続する。

2. 学術情報部関係

健康食品相談業務の実施については、2023 年度の相談受付件数は 98 件、相談内容の内訳は延べ 112 件で、飲み合わせ・副作用、その他安全性、体調不良などの健康被害となっている。「健康食品相談室」のホームページの充実として内容を再構成し充実させている。

公 2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援については事業者からの相談対応は表のとおり、相談 17 件、申請チェック 2 件、事務指導 3 件だった。疾病リスク低減表示の活用を拡充するため、個別評価による申請への応募があった 3 社の申請に関して、申請書の作成や申請要件に関する消費者庁への説明など支援を行った結果、1 件は許可を取得した。既許可表示を利用し、疾病の診断・治療ガイドライン等から疾病リスクに係る情報を引用する EU 型の疾病リスク低減表示を申請する方式については、新たな課題が認められたため対応を検討している。特定保健用食品講習会及び説明会の実施については 2024 年 3 月 6 日に開催し消費

者庁及び当協会による講演と説明を行い 80 名の参加があった。技術部会活動の推進については 5 つのワーキンググループで活動しており、技術部会活動に記載しているが技術部会活動として各ワーキンググループの取組の概要を記述している。普及啓発活動としては[トクホ]ごあんない【2023 年版】の作成をした。

2. 栄養食品部関係

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動については、特別用途食品の積極的な活用と、制度の活性化を目指し当協会と日本流動食協会、それから又は日本メディカルニュートリション協議会の会員企業を中心として、幹事会および各分科会を運営している。幹事会の活動、4 つの分科会の活動は、広告分科会を 2023 年度に新規設置した。それから個別評価型病者用食品分科会、総合栄養食品分科会、えん下困難者用食品分科会（とろみ調整用食品を含む）については、資料に活動概要を記載している。また、えん下困難者用食品に関する申請マニュアルの作成を行った。特別用途食品制度に関する普及活動については、当協会からの運用改善要望書により、2023 年度に大幅な制度拡充がなされ、また、消費者庁発案の許可基準型「経口補水液」が新規格として追加されたことをふまえ、研修会を 2023 年 7 月 24 日に AP 市ヶ谷で開催し約 120 名の参加があった。特別用途食品の申請支援については、特別用途食品申請相談 5 件、申請書チェック 1 件だった。

3. 機能性食品部関係

機能性表示食品制度は、2023 年 9 月の届出ガイドラインの改正により PRISMA2020 への準拠が求められることとなった一方、広告に対する措置命令とこれに伴う科学的根拠の不備指摘、安全性評価に用いる情報参照先の著作権に係る問題により多くの撤回が発生している状況で、2023 年度は、「届出・広告相談」を 123 件受け、「届出資料事前点検」は 37 件に対応している。「届出後の分析状況公開サイト」は、25 社 174 製品のデータを公開した。また、行政庁、関係団体と連携した普及啓発活動を継続して行っている。機能性表示食品の届出・広告相談事業については、相談件数は会員 106 件、一般 17 件の計 123 件となっており、PRISMA2020 対応に関連する相談が増加したとのことであった。機能性表示食品の届出資料の事前点検事業は、2023 年 9 月の届出ガイドラインの改正の影響で 37 件にとどまった。広告部会・広告審査会の開催、機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会を愛媛県、徳島県、香川県で実施した。制度の普及・啓発として、機能性表示食品届出資料作成の手引書 2024 の発行、PRISMA2020 特別勉

強会の開催、愛媛県との機能性食品等開発支援事業に係るコンサルティング業務の実施、機能性表示食品制度に関する情報の提供として、セミナー講師の派遣等を行っている。

4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業は相変わらず投稿数が少なく、掲載に至っていない。

公3 食品保健指導士養成事業

研修企画部関係については、食品保健指導士養成講習会を2回開催、修了評価認定試験の実施を2回と合格者に対する認定を行った。また、食品保健指導士フォローアップ事業としてオンラインセミナーを5回開催した。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

特定保健用食品公正取引協議会関係

公正取引協議会の運営として、通常総会の開催と運営委員会を2回開催した。内容は資料に記載している。公正競争規約及び施行規則等の運用については、広告研究会の開催を7回、広告審査会は7月と2月に2回開催した。特保公正マークの審査、承認について、公正マーク承認は2023年度25件で累計は48件だった。普及、啓発、広報活動として10月に研修会を開催している。指導、相談事業については、会員への通知文発出として「テレビ広告においてグラフを使用する場合の取り扱いについて」通知を行った。特定保健用食品の広告等の表示に関する相談は14件、消費者庁への問い合わせ事項は1件だった。会員数は、2024年3月末日現在 39社 1団体だった。

共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業「健康食品いろいろ相談室」について2023年度の相談件数は45件で相談内容は多岐に渡っている。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信については、当協会会員に役立つような健康食品等に係る国内外の有用・重要情報を収集しメールマガジンの形態で月2回の情報発信をした。また、コーデックス等の情報のホームページ掲載を行った。

3. 渉外広報室関係

会員への情報提供として、メールマガジンの発行とホームページへの

情報掲載と関連セミナーでの講演を行った。報道への対応はプレスリリースの配信、「メディア懇談会」は開催せず個別に対応した。学習支援として学生の受け入れ、また、講演講師の派遣を行った。

4. 研修企画部関係

研修事業は、健康食品業界新人向けセミナーをオンデマンド配信で2回配信、分野別基礎講座については「安全性・有効性について」と「製造・品質管理の詳細」とに分けて開催した。中堅向け実務講座の開催は、「機能性表示食品と商品開発」オンラインとオンデマンドの2回開催、「栄養機能食品」と病者向けの「特別用途食品」についてはオンラインで「JAROにおける健康食品の広告・表示への対応状況について」は会場開催で行った。社内での新人教育などに利用して頂けるよう、オンデマンド配信のデータを活用して日程を自由に設定できる企業向けのパッケージの提供として、企業向パッケージ型の配信で2社（25名）に提供した。会員獲得、会員の維持を目指した「トップセミナー」を、消費者庁の新井長官、三菱総研の小宮山先生、厚労省の福島医務技監の3名から講演をいただき開催した。

5. 九州支部関係

九州支部セでのセミナーの開催、渉外広報活動、また、展覧会への出展を機会を見て普及活動を行った。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係

4 団体に対する当協会建物内区画の賃貸等

収2 受託事業

1. 総務部関係

事務代行受託事業（2 団体）

2. 栄養食品部関係

1. 日本流動食協会からの受託事業

2. フレイル予防産業の構築への参画として 2023 年度は社福協を中心として「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」が出され、今後は社福協を事務局とする活動推進の組織である「フレイル予防推進会議」に当協会は食品表示の専門家として引き続き協力する。

3. 機能性食品部関係

機能性表示食品の研究レビュー作成は 2023 年度は 3 件受託した。

法人会計

総務部関係

法人組織の運營業務として、評議員会を2回、理事会を2回開催、議案等は資料記載の通り。昨年度は評議員の改選があったので評議員候補選出委員会を開催した。業務執行理事会は3回開催した。会員、関連団体に関する事業については、2023年度協会表彰として、特活研のえん下困難者用分科会を表彰した。会員数は、2024年3月末日現在で645社であった。2023年度入会合計18社、退会合計32社（資料編P9詳細記載。）公益財団法人の運営については、内閣府への定期報告及び定款と評議員の変更届提出、財務状況、事業内容の公表を行った。会計・人事・庶務・職員研修については、各種委員会委員の委嘱、出向職員・実務研修生に関しては、出向職員3名、実務研修生受入7名だった。九州支部の運営支援は、九州支部総会として通常総会1回、臨時総会を1回開催した。また、九州支部運営委員会も開催した。いずれも支部運営規程に基づく開催である。

引き続き、2023年度収支決算（案）に関する件について事務局長より資料に基づき報告があった。

経常収益については、前年度対比260万円余の増となった。主な増減は、「受取入金金」は前年度の入会13社に対して、当年度は17社であったことにより増加となった。また、「受取会費」は入会数より退会数が多く、会員の減少により減となっている。「JHFA マーク許可事業収益」は許可数の減少により減となっている。「GMP 工場認定事業収益」はインボイス制度への対応として調査の際の旅費の取り扱いをこれまでの立替金として処理するという形から入金時収入として計上することに変更したことにより増となっている。「GMP 製品承認事業収益」は製品承認数の減少により減となっている。「特保申請支援手数料収益」は申請チェックおよび事務指導が増加したため増となっている。「機能性表示食品届出支援手数料収益」は相談および届出資料事前点検の増加により増となっている。「指導士養成事業収益」受講者の減少により減となっている。「講習会・セミナー事業収益」は主に機能性食品部のPRISMA2020特別勉強会や特別用途食品制度等の研修会を実施したことにより増となっている。「雑収益」は前年度に東京しごと財団より交付を受けたテレワーク促進助成金を計上していたことにより減となった。

経常費用については、前年度対比988万円余の増となった。主な増減のうち、「役員報酬」、「給与手当」、「臨時雇賃金」が管理費と合わせて増加しているがこれは、雇用形態の変更によるものである。また、給与等の増加に伴い、

退職給付費用、法定福利費も増加している。「旅費交通費」は先ほど GMP 工場認定事業収益の増加について説明したが、実地調査の際の調査員の旅費をインボイス制度施行に伴い立替金ではなく費用計上したため増加している。

「消耗品費」は 2022 年度にはテレワーク促進助成金を受け、PC 及び周辺機器を購入したため減少している。「光熱水料費」は電気代の値上げに伴い増加している。「諸謝金」は主に公 1 事業における各委員会等の謝金と公 4 事業の特保公取協会長への謝金が減少したことにより減となっている。「支払手数料」は、これは主に日本健康食品認証制度協議会への GMP 認証料の精算を行ったことにより増となっている。「会場費」はトップセミナーやその他外部の施設を利用して行う研修会等の開催に伴い増加している。

管理費については、人件費関係は先ほど説明したが、それ以外については、ほぼ前年度どおりの執行となっている。

以上の結果、当期経常増減額は 556 万円余の減となった。経常外増減の部は、2023 年度は特になかった。また、収益事業について法人税、住民税及び事業税が 38 万円余計上され、その結果、当期一般正味財産増減額は 594 万円余の減となっている。一般正味財産期首残高が 4 億 6311 万 7579 円だったので、一般正味財産期末残高は 4 億 5717 万 11 円となり指定正味財産 1 億円を合わせると、2023 年度の正味財産期末残高は 5 億 5717 万 11 円となる。当期経常増減額は公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。経常費用計は合計が 2 億 2044 万 3397 円、公益目的事業会計の小計が 1 億 9987 万 5704 円となっており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、これを大きく超えている。この 1 億 9987 万 5704 円が遊休財産額の上限額となるが、当年度末の遊休財産額は 1 億 2656 万円余で、その適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

続いて 2023 年度の監事監査として、去る 5 月 24 日（金）に、西本監事と松田監事の 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局及び常勤理事等から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、西本監事よりなされた。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

理事： 公 1 事業の資料 6 ページに健康食品相談業務を実施では具体的中身がグラフで示されており、資料編の 5 ページにはどんな質問があってどのように答えたかという Q アンド A が載っている。その中で、7 ページ質問 9 で、なんとなく体の具合が悪くなったと業者に問い合わせをしたら好転反応だからしばらく飲めと言われた。それに対するアンサーは、医師に相談をしてくれとこという事で、この点は非常にいい答え方をしていると思ったが、先日の紅麴サプリのような問題が起きた場合は、中身を検証しているのかどうか、どのように対応するのか聞きたい。

学術情報部長： 身体の不調が健康食品摂取によるものと考えられているときはその対応は大きく二つに分けられる。医療機関を受診して医師に当該健康食品の利用について申告している場合、医療機関を受診していないとか、受診していてもその健康食品を申告していないという場合だ。前者の医師に申告している場合、医師の対応に不満を感じている場合があるので、相談対象の健康措置の安全性情報について当方が把握している内容を調べたりして説明するようにしている。あくまで当協会は医者ではないので、因果関係についてコメントすることは難しいと理解してもらっている。それでも納得してもらえない場合は別の医療機関にセカンドオピニオンを進めるか、本人に保健所等に通報するような選択肢を教えている。場合によっては、住まいの地域の保健所等の番号電話も紹介をしている。後者の医師に申告していない場合は、担当部長は事務局長に速やかに報告するというようにしている。事務局長が必要と判断した場合には、理事長と他の部長を交えた検討会を実施するがこういった事例はまだない。検討会を行った場合には症状の重篤性、拡大の可能性、因果関係等を検討して、こうした体調不良がその他の要因で起きた可能性は考えにくい、明らかにこれは勘違いだとわかるような場合を除いて保健所等に報告するというスタンスを考えている。そうした場合に、当該商品の販売企業に対しても、こうした対応を取って相談者のプライバシーを十分配慮した上で情報提供をするということをしている。紅麴の問題が起きたので今年度からは、体の不調や健康食品摂取による相談に関しては、直ぐに相談をする以外のものに関しては、月初にその前月分の事例をすべてもう一度事務局長と検証するというようにしている。あとは年度始めには前年度の最新資料をつけるということを予定している。

理事： 消費者で相談してくる方は具体的な商品名を明らかにして相談してくると思うが、それをプライバシーだから伏せるのは構わないが、私が言いたいのは、もし今回の紅麴サプリのような重篤な事例がおきそうで非常に不安があるとなったときにどうするのかを聞きたい。

学術情報部長： 直接の答えにはならないかもしれないが、仮に相談者が受診した医師が保健所等に報告していないようなケースで、その判断を無視して当協会独自で動くのは難しいと考えている。ただし、先ほど説明したように、月初に前月分の検証を常務理事と共に行うので、医師の判断に疑問が残るケースと判断されれば、医師の資格も持つ理事長も交えて協議することになろうかと思う。なお、医療機関を受診していない場合は、担当部長段階で留めずに、すみやかに常務理事に報告し、場合によっては理事長も交えて取扱いを協議するわけです。

議長： 私からも補足させてもらおうと、もちろん消費者の方からということもあるが、検討会で問題になったのは中小規模の事業者の方々の不安にどう対応したらいいかという話が出た。やはり協会としても中小企業の事業者の方々から相談があったときに、しっかり相談できるような体制を構築していかなければならないという議論はさせてもらった。阿南理事から指摘されたことは大事な話であるが、中小規模の事業者の方々にもどう対応したらいいかということを我々協会としてもいろいろ考えて進めさせてもらえれば思う。

理事： 早急に手遅れにならないうちにそういうシステムをちゃんと作っておいた方がいいと思う。消費者庁にもリコールの情報開示がされているので、すぐに報告をするという事ことを位置づけた方がいいと思う。

議長： これについてはまた後で報告させてもらうが、健康被害情報の報告のルールを消費者庁から示されているので、それに則りながら説明していくということを今、協会として準備をしている段階だ。

理事： 方向性が出されて報告を義務付けるというふうになっているのでそこを心得て今からその体制の準備をしておくということが大事だと思う。

副理事長： 協会のお客様に対する責任というのはなかなか難しい事で、医師に相談するという事は非常にシンプルでいい対応だと思う。問題なのは、業者の対応である。私の以前会社から考えるとこの度の対応（好転反応の事例に係る事業者の対応）はあり得ないことだ。この業者の対応はまずいと思う。それに対して協会として正し指導することが可能なかどうか。業者の名前もわかっていると思うし当

該サブりがどういうものであるかということもわかっていると思うが。

学術情報部長： 多くの場合は、相談者がその製品の業者名を話すが高にそれを言わないこともある。

副理事長： 好転反応というか、業者は問題意識を持っていると思うので、協会としてそれを何か一つの対応の形みたいなものにして提案していくことも考えていった方がいいのではないかと、これは提案なので答えなくてもいいです。

学術情報部長： 好転反応に関しては前々からよく言われていたが、私が担当してからも同じようなことがあったので、その会社には連絡をしたが、結局はごまかされてしまった。そういう記録がないということで、その関係の相談者の勘違いかもしれないが結局会員でない会社だったのでそれ以上は深追いできなかつたということがあった。それで次はメルマガで、こういう説明はおかしいという形で情報提供をした。これは好転反応に限ったことだったがそれ以外のセンシティブな内容は対応しにくいという経緯だった。典型的な問題事例だったので情報提供した。

説明の後、議長が本報告について、意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案どおり会場の出席理事及び Web 出席の理事全員一致で了承され、2023 年度事業報告（案）に関する件及び 2023 年度収支決算（案）に関する件、並びに監事監査報告は定時評議員会に諮ることとされた。

第 2 号議案 役員候補選出委員会に提出する役員候補者リスト（案）について
総務部長より、理事改選の手順及び理事、評議員に関する推薦・選任基準並びに役員改選候補者リスト（案）について資料に基づき説明があった。

理事候補者案 21 名及び退任予定理事 3 名、交替による新監事案 1 名は以下の通り。

（新理事候補者（案）1 名）

下川義之（アリメント工業（株）執行役員 R&D センター長）

（留任理事候補者（案）20 名）

矢島鉄也、青山 充、鈴木信二、関口洋一、多屋馨子、阿南 久、駒村純一、森 伸夫、矢頭 徹、平野宏一、福山勝実、西村栄作、中村 靖、板波英一郎、小杉哲平、泉澤勝弘、鈴木知美、蟹口昭宏、原 英郎、岩越 剛

（退任予定理事 3 名）

大野泰雄、清水 誠、又平芳春

(任期途中による交替の新監事(案)1名)

齊藤 孝

(任期途中による退任予定監事1名)

松田紘一郎

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案どおり会場に出席理事及び Web で出席の理事全員一致で了承され、6月14日に予定している役員候補選出委員会に提出することとされた。

報 告

・業務執行状況報告

業務執行状況報告については3月の通常理事会で各業務執行理事から報告があったばかりなので、理事長より紅麴問題に関する協会対応として、「機能性表示食品を巡る検討会」について資料に基づき報告があった。引き続き青山常務理事から農水省補助金事業について資料に基づき報告があった。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の意見があった。

消費者庁室長： 農水省補助金事業ではなく、理事長の説明に係る健康被害情報の義務化ということについて、内閣府令でいうと食品衛生法の食品衛生施行規則がありそこで強化される。先ほど阿南理事からの意見について、現状、食品衛生法の施行規則で医師の診断情報を得たような健康被害情報について事業者営業者の方は、都道府県知事、保健所に報告することになっている。その点を知らない事業者が多いので周知徹底していくことも大事だと思っている。なかなか法体系が難しくなっているのだが第三回の機能性表示食品を巡る検討会の参考資料を比較的わかりやすく私がまとめたので参考になればと思う。医薬品の副作用報告との比較という形でチャットの的にまとめたので見てもらえたらと思う。

副理事長： 農水省補助金事業について、輸出に際してイングリーデントの規制が各国違うという点が大変だと思う。特に香料がブラックボックスになっていて、日本の香料メーカーが中身を出してこないということがあってそこがすごくハードルが高い。ターゲットの国を決めていくといいが、そこが一番苦勞するところだ。私は特に中国で苦勞した。

常務理事： 資料の図の中にもあるが、既存の食品会社で、業務執行理事の会社に協力を得る等して、よく分からないところなので勉強させてもらえたらと思う。

理事： 健康食品の輸出促進事業の点で意見を言わせてもらいたい。私は団体代表として CRN ジャパンから来ている。GMP を持っている企業が最終製品を輸出する段階において日本国で運用されている協会の GMP が輸出相手国の GMP として認められるかどうか、そこをなんとか通したいという意見もあると思う。今回のスケジュールの中でもそういった海外の認定制度の状況だとか調査実施もあるので、ぜひ国内状況についてもそうだが、海外で具体的に日本の GMP がどう写っているか、そこから日本の GMP が今後どういう具体的な議論を進められるかということの一つの事業として検討してもらいたいと思う。

消費者庁室長： 例えば医薬品の場合だと GMP が EU と英国との間でそこそこ認められていて、MRA というのがそれは条約レベルで日本で GMP 取っているものは海外で改めて欧州ショックで GMP のその査察は受けなくていいとかいうものがあるが、おそらく直近はまだそこまで、そもそも国内で義務化されていないというところだ。

非常勤理事に対する報酬支給

総務部長より資料に基づき説明があった。非常勤理事に対する報酬支給については、理事会出席以外の協会業務お願いした場合、理事会に報告することとなっており、以下理事 5 名について報告があった。

・非常勤理事に対する報酬支給額

| | | | |
|--------|----------|-----|-------------|
| 矢島理事長 | 役員報酬 | 報酬額 | 1,800,000 円 |
| 関口副理事長 | 報酬支給 2 回 | 報酬額 | 30,000 円 |
| 阿南理事 | 報酬支給 1 回 | 報酬額 | 15,000 円 |
| 大野理事 | 報酬支給 5 回 | 報酬額 | 75,000 円 |
| 福山理事 | 報酬支給 1 回 | 報酬額 | 20,000 円 |

最後に、今期で退任予定の大野理事、清水理事、又平理事、松田監事の 4 名から挨拶があった。

以上をもって本日の Web を併用した通常理事会は、終始異存なく審議を終了したので、15 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。